

令和8年3月 第1回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 招 集 告 示 | 2月 20日 (金) |
| (2) 開 会 | 3月 3日 (火) |

2 提出案件

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 報 告 | 2 件 |
| 〔 1 専 決 処 分 〕 | 2 件 |
| (2) 議 案 | 5 2 件 |
| 〔 1 条 例 〕 | 3 1 件 |
| 2 予 算 | 8 件 |
| 3 契 約 | 1 件 |
| 4 財 産 の 貸 付 | 1 件 |
| 5 市 道 の 認 定 等 | 2 件 |
| 6 債 権 の 放 棄 | 1 件 |
| 7 その他の単独議案 | 1 件 |
| 8 補 正 予 算 (追加議案) | 5 件 |
| 9 人 事 (最終日提出) | 2 件 |

計	5 4 件
---	-------

土 浦 市

提出案件一覧

報告

【専決処分 2件】

- 1 報告第 3号 専決処分の報告について（和解について）
- 2 報告第 4号 専決処分の報告について（和解について）

議案

【条例 31件】

- 1 議案第 3号 土浦市行政手続条例の一部改正について
- 2 議案第 4号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 3 議案第 5号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- 4 議案第 6号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 5 議案第 7号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 6 議案第 8号 土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 7 議案第 9号 土浦市立認定こども園条例の一部改正について
- 8 議案第 10号 土浦市立保育所条例の一部改正について
- 9 議案第 11号 土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 10 議案第 12号 土浦市こどもランド条例の一部改正について
- 11 議案第 13号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 12 議案第 14号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 13 議案第 15号 土浦市都市公園条例の一部改正について
- 14 議案第 16号 土浦市都市公園条例の一部改正について
- 15 議案第 17号 土浦市図書館条例の一部改正について
- 16 議案第 18号 土浦市立公民館条例の一部改正について
- 17 議案第 19号 土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正について
- 18 議案第 20号 土浦市運動広場条例の一部改正について
- 19 議案第 21号 土浦市立武道館条例の一部改正について
- 20 議案第 22号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について
- 21 議案第 23号 土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正について
- 22 議案第 24号 土浦市立土浦市民会館条例の一部改正について
- 23 議案第 25号 土浦市民ギャラリー条例の一部改正について
- 24 議案第 26号 土浦市水道事業給水条例の一部改正について
- 25 議案第 27号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 26 議案第 28号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 27 議案第 29号 土浦市債権管理条例の制定について
- 28 議案第 30号 土浦市花火のまち推進基金条例の制定について
- 29 議案第 31号 土浦市犯罪被害者等支援条例の制定について

- 30 議案第32号 土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 31 議案第33号 土浦市史編さん審議会条例の制定について

【予算 8件】

- 1 議案第34号 令和8年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第35号 令和8年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第36号 令和8年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第37号 令和8年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第38号 令和8年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第39号 令和8年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第40号 令和8年度土浦市水道事業会計予算
- 8 議案第41号 令和8年度土浦市下水道事業会計予算

【契約 1件】

- 1 議案第42号 常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の変更協定の締結について

【財産の貸付 1件】

- 1 議案第43号 財産の貸付について

【市道の認定等 2件】

- 1 議案第44号 市道の路線の認定について
- 2 議案第45号 市道の路線の変更について

【債権の放棄 1件】

- 1 議案第46号 債権の放棄について

【その他の単独議案 1件】

- 1 議案第47号 公の施設の利用に関する協議について

【補正予算 5件】（追加議案）

- 1 議案第48号 令和7年度土浦市一般会計補正予算（第8回）
- 2 議案第49号 令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）
- 3 議案第50号 令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5回）
- 4 議案第51号 令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）
- 5 議案第52号 令和7年度土浦市水道事業会計補正予算（第4回）

【人事 2件】（最終日提出）

- 1 議案第53号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について
- 2 議案第54号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

令和 8 年第 1 回市議会定例会 報告

【専決処分 2 件】

1 報告第 3 号 専決処分の報告について（和解について）

道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 4 時 50 分頃
事故発生場所	土浦市下高津一丁目 206 番 9 地先
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方が市道から敷地に進入する際、側溝蓋が落下したことにより、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 236,500 円（相手方損害認定額 236,500 円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和 8 年 2 月 5 日

2 報告第 4 号 専決処分の報告について（和解について）

道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和 7 年 10 月 16 日（木）午前 7 時 20 分頃
事故発生場所	土浦市中 1559 番 1 地先
相手方	茨城県稲敷郡阿見町 株式会社
原因・状況等	相手方が市道中 21 号線を走行中、道路の陥没箇所に右前輪が接触し、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 28,025 円（相手方損害認定額 56,050 円×50%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和 8 年 2 月 5 日

令和 8 年第 1 回市議会定例会 議案

【条例 31 件】

1 議案第 3 号 土浦市行政手続条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	行政手続法の改正に伴う改正				
主 な 内 容	●行政手続における公示送達についてインターネットを用いる方法を規定 ＜公示送達の方法＞ <table border="1"> <tr> <td>改正前</td><td>・市の事務所に設置した掲示場での書面の掲示</td></tr> <tr> <td>改正後</td><td> ・インターネットによる公表（市ホームページ） ・市の事務所に設置した掲示場での書面の掲示、または、 市の事務所に設置したパソコン画面での表示 </td></tr> </table>	改正前	・市の事務所に設置した掲示場での書面の掲示	改正後	・インターネットによる公表（市ホームページ） ・市の事務所に設置した掲示場での書面の掲示、または、 市の事務所に設置したパソコン画面での表示
改正前	・市の事務所に設置した掲示場での書面の掲示				
改正後	・インターネットによる公表（市ホームページ） ・市の事務所に設置した掲示場での書面の掲示、または、 市の事務所に設置したパソコン画面での表示				
施 行 期 日	令和 8 年 5 月 21 日				

2 議案第 4 号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について

条 例 の 趣 旨	人事院勧告に基づく関係条例の改正
主 な 内 容	●通勤手当に係る見直し ・駐車場の利用に対する手当の新設 ※5,000 円/月を超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車料金に相当する額 ●文言の整理 【関係条例】 ・土浦市職員の給与に関する条例 ・土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 ・土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例 ・土浦市職員の育児休業等に関する条例 ・土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・土浦市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
施 行 期 日	令和 8 年 4 月 1 日

3 議案第 5号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨		子ども子育て支援金制度の創設に伴う改正																																																																																																								
主 な 内 容		●子ども子育て支援金制度の創設に伴い新たな課税額の規定を追加																																																																																																								
		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th colspan="3">改正前</th><th colspan="4">改正後</th></tr><tr><th>医療保険分</th><th>後期高齢者 支援金分</th><th>介護保険分 (40～64歳)</th><th>医療保険分</th><th>後期高齢者 支援金分</th><th>介護保険分 (40～64歳)</th><th>子ども・子育て 支援金分</th></tr><tr><td rowspan="3">軽減なし</td><td>所得割</td><td>7.11%</td><td>2.90%</td><td>2.38%</td><td>7.11%</td><td>2.90%</td><td>2.38%</td><td>0.24%</td></tr><tr><td>均等割</td><td>37,000円</td><td>15,000円</td><td>18,000円</td><td>37,000円</td><td>15,000円</td><td>18,000円</td><td>2,100円</td></tr><tr><td>18歳以上均等割</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>100円</td></tr><tr><td rowspan="2">7割軽減</td><td>均等割</td><td>軽減額</td><td>25,900円</td><td>10,500円</td><td>12,600円</td><td>25,900円</td><td>10,500円</td><td>12,600円</td><td>1,470円</td></tr><tr><td></td><td>減額後</td><td>11,100円</td><td>4,500円</td><td>5,400円</td><td>11,100円</td><td>4,500円</td><td>5,400円</td><td>630円</td></tr><tr><td rowspan="2">5割軽減</td><td>均等割</td><td>軽減額</td><td>18,500円</td><td>7,500円</td><td>9,000円</td><td>18,500円</td><td>7,500円</td><td>9,000円</td><td>1,050円</td></tr><tr><td></td><td>減額後</td><td>18,500円</td><td>7,500円</td><td>9,000円</td><td>18,500円</td><td>7,500円</td><td>9,000円</td><td>1,050円</td></tr><tr><td rowspan="2">2割軽減</td><td>均等割</td><td>軽減額</td><td>7,400円</td><td>3,000円</td><td>3,600円</td><td>7,400円</td><td>3,000円</td><td>3,600円</td><td>420円</td></tr><tr><td></td><td>減額後</td><td>29,600円</td><td>12,000円</td><td>14,400円</td><td>29,600円</td><td>12,000円</td><td>14,400円</td><td>1,680円</td></tr></table>							項目		改正前			改正後				医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)	子ども・子育て 支援金分	軽減なし	所得割	7.11%	2.90%	2.38%	7.11%	2.90%	2.38%	0.24%	均等割	37,000円	15,000円	18,000円	37,000円	15,000円	18,000円	2,100円	18歳以上均等割	—	—	—	—	—	—	100円	7割軽減	均等割	軽減額	25,900円	10,500円	12,600円	25,900円	10,500円	12,600円	1,470円		減額後	11,100円	4,500円	5,400円	11,100円	4,500円	5,400円	630円	5割軽減	均等割	軽減額	18,500円	7,500円	9,000円	18,500円	7,500円	9,000円	1,050円		減額後	18,500円	7,500円	9,000円	18,500円	7,500円	9,000円	1,050円	2割軽減	均等割	軽減額	7,400円	3,000円	3,600円	7,400円	3,000円	3,600円	420円		減額後	29,600円	12,000円	14,400円	29,600円	12,000円	14,400円	1,680円
項目		改正前			改正後																																																																																																					
		医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)	子ども・子育て 支援金分																																																																																																		
軽減なし	所得割	7.11%	2.90%	2.38%	7.11%	2.90%	2.38%	0.24%																																																																																																		
	均等割	37,000円	15,000円	18,000円	37,000円	15,000円	18,000円	2,100円																																																																																																		
	18歳以上均等割	—	—	—	—	—	—	100円																																																																																																		
7割軽減	均等割	軽減額	25,900円	10,500円	12,600円	25,900円	10,500円	12,600円	1,470円																																																																																																	
		減額後	11,100円	4,500円	5,400円	11,100円	4,500円	5,400円	630円																																																																																																	
5割軽減	均等割	軽減額	18,500円	7,500円	9,000円	18,500円	7,500円	9,000円	1,050円																																																																																																	
		減額後	18,500円	7,500円	9,000円	18,500円	7,500円	9,000円	1,050円																																																																																																	
2割軽減	均等割	軽減額	7,400円	3,000円	3,600円	7,400円	3,000円	3,600円	420円																																																																																																	
		減額後	29,600円	12,000円	14,400円	29,600円	12,000円	14,400円	1,680円																																																																																																	
		○未就学児の減額																																																																																																								
		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="3">改正後</th></tr><tr><th>医療保険分</th><th>後期高齢者 支援金分</th><th>医療保険分</th><th>後期高齢者 支援金分</th><th>子ども・子育て 支援金分</th></tr><tr><td rowspan="2">7割軽減</td><td>軽減額</td><td>5,550円</td><td>2,250円</td><td>5,550円</td><td>2,250円</td><td>315円</td></tr><tr><td>減額後</td><td>5,550円</td><td>2,250円</td><td>5,550円</td><td>2,250円</td><td>315円</td></tr><tr><td rowspan="2">5割軽減</td><td>軽減額</td><td>9,250円</td><td>3,750円</td><td>9,250円</td><td>3,750円</td><td>525円</td></tr><tr><td>減額後</td><td>9,250円</td><td>3,750円</td><td>9,250円</td><td>3,750円</td><td>525円</td></tr><tr><td rowspan="2">2割軽減</td><td>軽減額</td><td>14,800円</td><td>6,000円</td><td>14,800円</td><td>6,000円</td><td>840円</td></tr><tr><td>減額後</td><td>14,800円</td><td>6,000円</td><td>14,800円</td><td>6,000円</td><td>840円</td></tr><tr><td rowspan="2">軽減なし</td><td>軽減額</td><td>18,500円</td><td>7,500円</td><td>18,500円</td><td>7,500円</td><td>1,050円</td></tr><tr><td>減額後</td><td>18,500円</td><td>7,500円</td><td>18,500円</td><td>7,500円</td><td>1,050円</td></tr></table>							項目		改正前		改正後			医療保険分	後期高齢者 支援金分	医療保険分	後期高齢者 支援金分	子ども・子育て 支援金分	7割軽減	軽減額	5,550円	2,250円	5,550円	2,250円	315円	減額後	5,550円	2,250円	5,550円	2,250円	315円	5割軽減	軽減額	9,250円	3,750円	9,250円	3,750円	525円	減額後	9,250円	3,750円	9,250円	3,750円	525円	2割軽減	軽減額	14,800円	6,000円	14,800円	6,000円	840円	減額後	14,800円	6,000円	14,800円	6,000円	840円	軽減なし	軽減額	18,500円	7,500円	18,500円	7,500円	1,050円	減額後	18,500円	7,500円	18,500円	7,500円	1,050円																																		
項目		改正前		改正後																																																																																																						
		医療保険分	後期高齢者 支援金分	医療保険分	後期高齢者 支援金分	子ども・子育て 支援金分																																																																																																				
7割軽減	軽減額	5,550円	2,250円	5,550円	2,250円	315円																																																																																																				
	減額後	5,550円	2,250円	5,550円	2,250円	315円																																																																																																				
5割軽減	軽減額	9,250円	3,750円	9,250円	3,750円	525円																																																																																																				
	減額後	9,250円	3,750円	9,250円	3,750円	525円																																																																																																				
2割軽減	軽減額	14,800円	6,000円	14,800円	6,000円	840円																																																																																																				
	減額後	14,800円	6,000円	14,800円	6,000円	840円																																																																																																				
軽減なし	軽減額	18,500円	7,500円	18,500円	7,500円	1,050円																																																																																																				
	減額後	18,500円	7,500円	18,500円	7,500円	1,050円																																																																																																				
施 行 期 日		令和8年4月1日																																																																																																								

4 議案第 6号 土浦市手数料条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	各種手数料の見直し等に伴う改正																								
主 な 内 容	①租税公課に係る新たな手数料の追加 ・ 償却資産に関する証明に係る交付手数料 ②受益者負担の適正化を図るため手数料の見直しを実施 ・ 住民基本台帳、印鑑条例等に係る交付手数料 <主な手数料> <table><tr><td>区分</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>住民票</td><td>300 円/件</td><td>350 円/件</td></tr><tr><td>印鑑登録証明書</td><td>300 円/件</td><td>350 円/件</td></tr><tr><td>戸籍の附票の写し</td><td>300 円/件</td><td>350 円/件</td></tr></table> ・ 租税公課に関する証明に係る交付手数料 <主な手数料> <table><tr><td>区分</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>納税証明書</td><td>300 円/件</td><td>350 円/件</td></tr><tr><td>市県民税課税証明書</td><td>300 円/件</td><td>350 円/件</td></tr><tr><td>固定資産評価証明書</td><td>300 円/件</td><td>350 円/件</td></tr></table>	区分	改正前	改正後	住民票	300 円/件	350 円/件	印鑑登録証明書	300 円/件	350 円/件	戸籍の附票の写し	300 円/件	350 円/件	区分	改正前	改正後	納税証明書	300 円/件	350 円/件	市県民税課税証明書	300 円/件	350 円/件	固定資産評価証明書	300 円/件	350 円/件
区分	改正前	改正後																							
住民票	300 円/件	350 円/件																							
印鑑登録証明書	300 円/件	350 円/件																							
戸籍の附票の写し	300 円/件	350 円/件																							
区分	改正前	改正後																							
納税証明書	300 円/件	350 円/件																							
市県民税課税証明書	300 円/件	350 円/件																							
固定資産評価証明書	300 円/件	350 円/件																							
施 行 期 日	①令和8年4月1日 ②令和8年10月1日																								

5 議案第 7号 土浦市手数料条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う改正
主 な 内 容	①低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 ②建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 ●文言の整理 ③要除却マンションの容積率の特例許可申請手数料 ●条項ズレ及び文言の整理
施 行 期 日	①②公布の日 ③令和 8 年 4 月 1 日

6 議案第 8号 土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正																
主 な 内 容	●神立地区コミュニティセンターに係る施設使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施 ＜主な施設等＞ <table><tr><td>施設名</td><td>利用時間</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>会議室 1</td><td>午後 1 時～午後 5 時まで</td><td>650 円</td><td>675 円</td></tr><tr><td>調理室</td><td>〃</td><td>1,315 円</td><td>1,365 円</td></tr><tr><td>集会室</td><td>〃</td><td>1,650 円</td><td>1,715 円</td></tr></table> ●文言の整理	施設名	利用時間	改正前	改正後	会議室 1	午後 1 時～午後 5 時まで	650 円	675 円	調理室	〃	1,315 円	1,365 円	集会室	〃	1,650 円	1,715 円
施設名	利用時間	改正前	改正後														
会議室 1	午後 1 時～午後 5 時まで	650 円	675 円														
調理室	〃	1,315 円	1,365 円														
集会室	〃	1,650 円	1,715 円														
施 行 期 日	令和 8 年 10 月 1 日																

7 議案第 9号 土浦市立認定こども園条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	土浦市立認定こども園における乳児等通園支援事業の実施等に伴う改正				
主 な 内 容	①乳児等通園支援事業の利用対象者及び利用料金等を規定 利用対象者：保育所等に通っていない 0 歳 6 ヶ月～満 3 歳未満児 利用料：300 円/1 時間 【こども誰でも通園制度】 保育所等に通っていない 0 歳 6 ヶ月～満 3 歳未満児を対象とした、月 10 時間の枠内で保育施設を利用可能な通園制度 ②市立認定こども園で実施する一時預かり事業利用料の見直し 受益者負担の原則に基づく見直しにより利用料の見直しを実施 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>改正前</td><td>1,600 円以内/日</td></tr> <tr> <td>改正後</td><td>2,400 円以内/日</td></tr> </tbody> </table>	改正前	1,600 円以内/日	改正後	2,400 円以内/日
改正前	1,600 円以内/日				
改正後	2,400 円以内/日				
施 行 期 日	①令和 8 年 4 月 1 日 ②令和 8 年 10 月 1 日				

8 議案第10号 土浦市立保育所条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	利用料の見直しに伴う改正				
主 な 内 容	●市立保育所で実施する一時預かり事業利用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため利用料の見直しを実施 <table border="1"> <tr> <td>改正前</td><td>1,600 円以内/日</td></tr> <tr> <td>改正後</td><td>2,400 円以内/日</td></tr> </table>	改正前	1,600 円以内/日	改正後	2,400 円以内/日
改正前	1,600 円以内/日				
改正後	2,400 円以内/日				
施 行 期 日	令和8年10月1日				

9 議案第11号 土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正
主 な 内 容	●設備及び職員の基準の特例規定を追加 ・へき地保育を行う事業者が、乳児等通園支援事業を実施する場合、設備及び職員に関する基準の適用外とする規定を追加 ●文言の整理
施 行 期 日	令和8年4月1日

10 議案第12号 土浦市こどもランド条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正								
主 な 内 容	●こどもランドに係る施設使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施 <table><tr><td>区分</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>市内居住者</td><td rowspan="2">無料</td><td>無料</td></tr><tr><td>市外居住者</td><td>小学生以下の児童 1 人あたり 300 円/回 (2 時間上限) ※保護者は無料</td></tr></table> ●文言の整理等	区分	改正前	改正後	市内居住者	無料	無料	市外居住者	小学生以下の児童 1 人あたり 300 円/回 (2 時間上限) ※保護者は無料
区分	改正前	改正後							
市内居住者	無料	無料							
市外居住者		小学生以下の児童 1 人あたり 300 円/回 (2 時間上限) ※保護者は無料							
施 行 期 日	令和 8 年 10 月 1 日								

11 議案第 13 号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	育成料の見直しに伴う改正									
主 な 内 容	●児童クラブの入所に係る育成料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため育成料の見直しを実施 <table><tr><td>区分</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>8 月以外の月</td><td>3,000 円/月</td><td>5,000 円/月</td></tr><tr><td>8 月</td><td>5,000 円/月</td><td>8,000 円/月</td></tr></table>	区分	改正前	改正後	8 月以外の月	3,000 円/月	5,000 円/月	8 月	5,000 円/月	8,000 円/月
区分	改正前	改正後								
8 月以外の月	3,000 円/月	5,000 円/月								
8 月	5,000 円/月	8,000 円/月								
施 行 期 日	令和9年4月1日									

12 議案第 14 号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	医療福祉対策に関する要領等の改正に伴う改正													
主 な 内 容	●県の医療福祉対策に関する要領等の改正に伴う所得控除規定等の整理 ・令和 7 年度税制改正に伴う県の医療福祉対策に関する要領等の改正を受け、医療福祉費支給制度の円滑な推進を図るため、ひとり親家庭及び重度心身障害者医療福祉制度（マル福）に係る支給制限対象となる所得額に関する規定等を整理 ●文言の整理 <令和 7 年度税制改正の内容> ・特定親族特別控除（大学生年代の子等に係る新たな所得控除枠）の創設 ・物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、控除対象の子等（19 歳以上 23 歳未満）の所得要件を引上げ <table><tr><td>区分</td><td>改正</td><td>所得要件</td></tr><tr><td rowspan="2">特定扶養 控除</td><td>改正前</td><td>給与収入 103 万円以下</td></tr><tr><td>改正後</td><td>給与収入 123 万円以下</td></tr><tr><td rowspan="2">特定親族 特別控除</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>改正後</td><td>給与収入 <u>123 万円超～188 万円以下</u> ※控除額は 160 万円から逡減 （個人住民税）</td></tr></table>	区分	改正	所得要件	特定扶養 控除	改正前	給与収入 103 万円以下	改正後	給与収入 123 万円以下	特定親族 特別控除	—	—	改正後	給与収入 <u>123 万円超～188 万円以下</u> ※控除額は 160 万円から逡減 （個人住民税）
区分	改正	所得要件												
特定扶養 控除	改正前	給与収入 103 万円以下												
	改正後	給与収入 123 万円以下												
特定親族 特別控除	—	—												
	改正後	給与収入 <u>123 万円超～188 万円以下</u> ※控除額は 160 万円から逡減 （個人住民税）												
施 行 期 日	令和 8 年 4 月 1 日													

13 議案第 15 号 土浦市都市公園条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正																			
主 な 内 容	●水郷プールに係る施設使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため施設使用料の見直しを実施 <主な区分等> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">個人</td><td>一般・高校生</td><td>1,220 円</td><td>1,500 円</td></tr> <tr> <td>小中学生</td><td>610 円</td><td>750 円</td></tr> <tr> <td>幼児（4 歳以上就学前）</td><td>200 円</td><td>250 円</td></tr> <tr> <td>乳幼児（3 歳以下）</td><td>無料</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>			区分		改正前	改正後	個人	一般・高校生	1,220 円	1,500 円	小中学生	610 円	750 円	幼児（4 歳以上就学前）	200 円	250 円	乳幼児（3 歳以下）	無料	無料
区分		改正前	改正後																	
個人	一般・高校生	1,220 円	1,500 円																	
	小中学生	610 円	750 円																	
	幼児（4 歳以上就学前）	200 円	250 円																	
	乳幼児（3 歳以下）	無料	無料																	
施 行 期 日	令和 8 年 7 月 1 日																			

14 議案第 16 号 土浦市都市公園条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	都市公園法に基づく公募設置管理制度の公募等に対応するための改正		
主 な 内 容	●公募設置管理制度（Park-PFI）等事業の導入に必要な規定の整備 ①公募設置管理制度（Park-PFI）等の実施に伴い、指定管理者の管理対象を有料公園施設から、無料公園施設も含めた公園全体を管理することを可能とする。 ②指定管理者が管理を行う期間について、公募設置管理制度（Park-PFI）等に基づき選定された事業者が管理する場合の期間を個別に規定 【Park-PFI 認定事業】20 年以内（法第 5 条の 2 第 5 項に規定する事業期間）など ③売店や飲食店等の公園施設を設置等する場合の市が徴収する使用料を規定 ●文言の整理		
施 行 期 日	①②令和 8 年 4 月 1 日 ③令和 8 年 7 月 1 日		

15 議案第 17 号 土浦市図書館条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正																										
主 な 内 容	●図書館に係る施設使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施 <主な区分等> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>利用時間</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室 1</td><td>市内</td><td>午後 1 時～午後 5 時まで</td><td>1,210 円</td><td>1,255 円</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>〃</td><td>1,815 円</td><td>1,885 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">研修室 3</td><td>市内</td><td>〃</td><td>3,180 円</td><td>3,305 円</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>〃</td><td>4,770 円</td><td>4,960 円</td></tr> </tbody> </table>				区分		利用時間	改正前	改正後	研修室 1	市内	午後 1 時～午後 5 時まで	1,210 円	1,255 円	市外	〃	1,815 円	1,885 円	研修室 3	市内	〃	3,180 円	3,305 円	市外	〃	4,770 円	4,960 円
区分		利用時間	改正前	改正後																							
研修室 1	市内	午後 1 時～午後 5 時まで	1,210 円	1,255 円																							
	市外	〃	1,815 円	1,885 円																							
研修室 3	市内	〃	3,180 円	3,305 円																							
	市外	〃	4,770 円	4,960 円																							
施 行 期 日	令和 8 年 10 月 1 日																										

16 議案第 18 号 土浦市立公民館条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正			
主 な 内 容	●市立公民館に係る施設使用料の見直し			
	・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施			
	・対象施設：一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館 四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館 都和公民館、新治地区公民館			
	＜主な区分等（例：一中地区公民館）＞			
	区分	利用時間	改正前	改正後
	和室 1 号室	午後 1 時～午後 5 時まで	435 円	450 円
	集会室	〃	1,650 円	1,715 円
	第 1 会議室	〃	875 円	910 円
	調理実習室	〃	1,315 円	1,365 円
施 行 期 日	令和 8 年 10 月 1 日			

17 議案第19号 土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直し等に伴う改正																										
主 な 内 容	●神立公園体育施設に係る施設使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施 ＜主な区分等＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>利用時間</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場 (1面につき)</td><td>市内</td><td>午後1時～午後5時まで</td><td>1,100円</td><td>1,210円</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>〃</td><td>1,650円</td><td>1,815円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">放送設備一式</td><td>市内</td><td>〃</td><td>875円</td><td>960円</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>〃</td><td>1,320円</td><td>1,450円</td></tr> </tbody> </table> ●条項ズレの整理				区分		利用時間	改正前	改正後	野球場 (1面につき)	市内	午後1時～午後5時まで	1,100円	1,210円	市外	〃	1,650円	1,815円	放送設備一式	市内	〃	875円	960円	市外	〃	1,320円	1,450円
区分		利用時間	改正前	改正後																							
野球場 (1面につき)	市内	午後1時～午後5時まで	1,100円	1,210円																							
	市外	〃	1,650円	1,815円																							
放送設備一式	市内	〃	875円	960円																							
	市外	〃	1,320円	1,450円																							
施 行 期 日	令和8年10月1日																										

18 議案第20号 土浦市運動広場条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正																										
主 な 内 容	●南部地区運動広場に係る使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施 ＜主な区分＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>利用時間</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全面利用</td><td>市内</td><td>午後1時～午後5時まで</td><td>2,200円</td><td>2,420円</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>〃</td><td>4,400円</td><td>4,840円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">半面利用 (1面)</td><td>市内</td><td>〃</td><td>1,100円</td><td>1,210円</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>〃</td><td>2,200円</td><td>2,420円</td></tr> </tbody> </table>				区分		利用時間	改正前	改正後	全面利用	市内	午後1時～午後5時まで	2,200円	2,420円	市外	〃	4,400円	4,840円	半面利用 (1面)	市内	〃	1,100円	1,210円	市外	〃	2,200円	2,420円
区分		利用時間	改正前	改正後																							
全面利用	市内	午後1時～午後5時まで	2,200円	2,420円																							
	市外	〃	4,400円	4,840円																							
半面利用 (1面)	市内	〃	1,100円	1,210円																							
	市外	〃	2,200円	2,420円																							
施 行 期 日	令和8年10月1日																										

19 議案第 2 1 号 土浦市立武道館条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正														
主 な 内 容	●市立武道館に係る使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施 ＜主な利用区分等＞ <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">利用時間</th><th colspan="2">団体使用料</th></tr><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>柔道場</td><td>12 時～17 時まで</td><td rowspan="3">1, 100 円</td><td rowspan="3">1, 210 円</td></tr><tr><td>剣道場</td><td>〃</td></tr><tr><td>弓道場</td><td>〃</td></tr></table>	区分	利用時間	団体使用料		改正前	改正後	柔道場	12 時～17 時まで	1, 100 円	1, 210 円	剣道場	〃	弓道場	〃
区分	利用時間			団体使用料											
		改正前	改正後												
柔道場	12 時～17 時まで	1, 100 円	1, 210 円												
剣道場	〃														
弓道場	〃														
施 行 期 日	令和 8 年 10 月 1 日														

20 議案第 2 2 号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正																	
主 な 内 容	●新治運動公園野球場に係る使用料の見直し																	
	・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施																	
	＜利用区分例＞																	
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>利用時間</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="2">軟式野球又は ソフトボール で利用する場合</td><td>市内</td><td>午後 1 時～午後 5 時 まで</td><td>2, 200 円</td><td>2, 420 円</td></tr><tr><td>市外</td><td>〃</td><td>4, 400 円</td><td>4, 840 円</td></tr></table>		区分		利用時間	改正前	改正後	軟式野球又は ソフトボール で利用する場合	市内	午後 1 時～午後 5 時 まで	2, 200 円	2, 420 円	市外	〃	4, 400 円	4, 840 円		
区分		利用時間	改正前	改正後														
軟式野球又は ソフトボール で利用する場合	市内	午後 1 時～午後 5 時 まで	2, 200 円	2, 420 円														
	市外	〃	4, 400 円	4, 840 円														
施 行 期 日	令和 8 年 10 月 1 日																	

21 議案第23号 土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正																				
主 な 内 容	●新治トレーニングセンターに係る使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施 <利用区分例> <table><tr><td>利用時間</td><td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>午後 3 時～</td><td>市内</td><td>875 円</td><td>960 円</td></tr><tr><td>午後 5 時</td><td>市外</td><td>1,320 円</td><td>1,450 円</td></tr><tr><td>午後 5 時～</td><td>市内</td><td>1,100 円</td><td>1,210 円</td></tr><tr><td>午後 7 時 30 分</td><td>市外</td><td>1,650 円</td><td>1,815 円</td></tr></table>	利用時間		改正前	改正後	午後 3 時～	市内	875 円	960 円	午後 5 時	市外	1,320 円	1,450 円	午後 5 時～	市内	1,100 円	1,210 円	午後 7 時 30 分	市外	1,650 円	1,815 円
利用時間		改正前	改正後																		
午後 3 時～	市内	875 円	960 円																		
午後 5 時	市外	1,320 円	1,450 円																		
午後 5 時～	市内	1,100 円	1,210 円																		
午後 7 時 30 分	市外	1,650 円	1,815 円																		
施 行 期 日	令和 8 年 10 月 1 日																				

22 議案第24号 土浦市立土浦市民会館条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正																				
主 な 内 容	●市民会館に係る使用料の見直し																				
	・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施																				
	<利用区分例>																				
	<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>利用時間</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="2">大ホール</td><td rowspan="2">平日</td><td>入場料無料</td><td>午後 1 時～ 午後 5 時</td><td>18,980 円</td><td>19,920 円</td></tr><tr><td>入場料有料（入 場 料 の 最 高 が 500 円以下）</td><td>〃</td><td>34,160 円</td><td>35,860 円</td></tr></table>						区分			利用時間	改正前	改正後	大ホール	平日	入場料無料	午後 1 時～ 午後 5 時	18,980 円	19,920 円	入場料有料（入 場 料 の 最 高 が 500 円以下）	〃	34,160 円
区分			利用時間	改正前	改正後																
大ホール	平日	入場料無料	午後 1 時～ 午後 5 時	18,980 円	19,920 円																
		入場料有料（入 場 料 の 最 高 が 500 円以下）	〃	34,160 円	35,860 円																
施 行 期 日	令和 8 年 10 月 1 日																				

23 議案第25号 土浦市民ギャラリー条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	使用料の見直しに伴う改正													
主 な 内 容	●市民ギャラリーに係る使用料の見直し ・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直しを実施 ＜利用区分例＞ <table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td rowspan="2">オープンギャラリー1</td><td>市内</td><td>2,550 円/日</td><td>2,680 円/日</td></tr> <tr> <td>市外</td><td>3,875 円/日</td><td>4,070 円/日</td></tr> </table>			区分		改正前	改正後	オープンギャラリー1	市内	2,550 円/日	2,680 円/日	市外	3,875 円/日	4,070 円/日
区分		改正前	改正後											
オープンギャラリー1	市内	2,550 円/日	2,680 円/日											
	市外	3,875 円/日	4,070 円/日											
施 行 期 日	令和8年10月1日													

24 議案第26号 土浦市水道事業給水条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	災害その他非常の場合における給水管復旧体制の整備のための改正		
主 な 内 容	●災害等における給水装置工事に係る例外規定の追加 ・給水装置工事について、市長が給水装置工事を適正に施行することが認められる者として指定した事業者に加えて、災害その他非常の場合は、他の市町村長等が指定した事業者も工事の施行が可能となる規定を追加		
施 行 期 日	公布の日		

25 議案第27号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う改正							
主 な 内 容	●消防団員等の損害賠償に係る補償基礎額の見直し							
	(単位：円)							
	階級・役職	勤務年数	10年未満		10年以上20年未満		20年以上	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
	団長及び副団長		12,900	13,340	13,700	14,170	14,500	15,000
	本部員、分団長及び副分団長		11,300	11,670	12,100	12,500	12,900	13,340
	部長、班長及び団員		9,700	10,000	10,500	10,840	11,300	11,670
●補償基礎額の加算額の見直し								
(単位：円)								
区分		配偶者	子	孫、父母等				
改正前	加算額（日額）	100	383	217				
改正後	加算額（日額）	廃止	433	217				
施 行 期 日	令和8年4月1日							

26 議案第28号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

条 例 の 趣 旨	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う改正					
主 な 内 容	●条項ズレの整理 【関係条例】 ・土浦市水道事業の設置等に関する条例 ・土浦市下水道事業の設置等に関する条例 ・土浦市監査委員条例 ・土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 ●文言の整理 ・土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例					
施 行 期 日	令和8年9月24日					

27 議案第29号 土浦市債権管理条例の制定について

条 例 の 趣 旨	債権管理の適正化及び効率化を、より一層推進するための条例の制定
主 な 内 容	●市の債権管理に関する統一的な基準や債権放棄等に係る規定の整備 ・法令に基づき市の債権の適正な管理と徴収を図るため、市の債権の管理に関する事務処理について統一的な基準を定める。 ・円滑な行財政運営を図るため、市長専決による債権放棄を可能とする要件等を定める。 ●土浦市税外収入金の延滞金徴収条例の廃止 ・税外収入金に係る延滞金の徴収について、債権管理条例に一本化するため廃止 ●文言の整理 ・土浦市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正 ・土浦市介護保険条例の一部改正 ・土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正
施 行 期 日	令和8年4月1日

28 議案第30号 土浦市花火のまち推進基金条例の制定について

条 例 の 趣 旨	土浦全国花火競技大会運営費の効果的な活用を図るための基金を設置
主 な 内 容	●大会の中止や特別事業実施の際の財源確保を図るための基金の設置 【基金設置前】 →大会運営費の剰余金を当該年度の市から歳出する花火大会事業補助金に歳出戻し入れ 【基金設置後】 →剰余金を基金に積み立てたうえ、翌年度以降の事業へ活用
施 行 期 日	令和8年3月25日

29 議案第 3 1 号 土浦市犯罪被害者等支援条例の制定について

条 例 の 趣 旨	犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等に対する適切な支援等のための条例の制定
主 な 内 容	●犯罪被害者等の支援のために定める規定の整備 ・犯罪被害者の被害回復、生活再建支援や二次的被害等の防止を図るため、本市における犯罪被害者等支援の基本理念のほか、市、市民及び事業者の責務、相談窓口の設置や見舞金等の支援等に係る規定を整備
施 行 期 日	令和 8 年 4 月 1 日

30 議案第 3 2 号 土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

条 例 の 趣 旨	子ども・子育て支援法等の改正に伴う特定乳児等通園支援事業の運営について定める条例の制定
主 な 内 容	●特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する規定の整備 ・令和 8 年度から全自治体で実施される乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）に関連して、特定乳児等通園支援事業の実施事業者が通園給付を受けるため、市が確認する運営の基準を定める。 【こども誰でも通園制度】 保育所等に通っていない 0 歳 6 ヶ月～満 3 歳未満児を対象とした、月 10 時間の枠内で保育施設を利用可能な通園制度
施 行 期 日	令和 8 年 4 月 1 日

31 議案第 3 3 号 土浦市史編さん審議会条例の制定について

条 例 の 趣 旨	地方自治法の規定に基づく審議会を設置するための条例の制定
主 な 内 容	●市史編さんに関する審議等を行う審議会設置に必要となる規定の整備 ・新たな土浦市史の刊行に向けて、新たな市史編さんに関する基本方針等の重要事項について調査・審議等を行うための審議会の設置に係る規定を整備 ●土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 ・市史編さん審議会委員の報酬を追加規定
施 行 期 日	令和 8 年 4 月 1 日

【予算 8件】

- 1 議案第34号 令和8年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第35号 令和8年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第36号 令和8年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第37号 令和8年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第38号 令和8年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第39号 令和8年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第40号 令和8年度土浦市水道事業会計予算
- 8 議案第41号 令和8年度土浦市下水道事業会計予算

☆予算総括表

(単位:千円)

会 計 別	令和8年度	令和7年度	比 較
一般会計	65,620,000	58,560,000	7,060,000
特別会計等 計	43,340,000	42,820,000	520,000
公共用地先行取得事業	140,149	249,924	△ 109,775
駐車場事業	151,563	115,405	36,158
国民健康保険	12,785,659	13,157,671	△ 372,012
後期高齢者医療	3,066,690	2,670,132	396,558
介護保険	13,594,282	13,515,829	78,453
水道事業	4,737,334	4,669,883	67,451
下水道事業	8,864,323	8,441,156	423,167
合 計 (全会計)	108,960,000	101,380,000	7,580,000

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		令和8年度	令和7年度	比 較
歳 入	市税	24,907,617	24,390,091	517,526
	地方譲与税	506,784	512,668	△ 5,884
	各県税交付金	5,345,685	4,886,015	459,670
	地方特例交付金	218,623	137,316	81,307
	地方交付税	4,701,324	4,449,364	251,960
	分担金及び負担金	366,086	389,068	△ 22,982
	使用料及び手数料	1,315,744	1,320,431	△ 4,687
	国庫支出金	10,988,413	10,273,873	714,540
	県支出金	5,031,458	4,656,359	375,099
	財産収入	322,630	232,250	90,380
	寄附金	2,511,203	1,001,002	1,510,201
	繰入金	1,437,105	3,100,890	△ 1,663,785
	繰越金	300,000	300,000	0
	諸収入	605,171	589,448	15,723
	市債	7,033,078	2,291,142	4,741,936
	その他	29,079	30,083	△ 1,004
合 計		65,620,000	58,560,000	7,060,000
歳 出	議会費	320,257	324,466	△ 4,209
	総務費	6,780,813	5,983,150	797,663
	民生費	26,639,477	25,405,769	1,233,708
	衛生費	6,189,769	4,304,166	1,885,603
	農林水産業費	628,638	576,538	52,100
	商工費	752,899	964,988	△ 212,089
	土木費	5,719,807	6,047,870	△ 328,063
	消防費	2,686,528	2,205,216	481,312
	教育費	7,154,710	5,419,686	1,735,024
	公債費	8,677,102	7,258,151	1,418,951
	予備費	70,000	70,000	0
合 計		65,620,000	58,560,000	7,060,000

【契約 1 件】

【参考】議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約

第3条 予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ、売払い
(土地については、1件5,000平方メートル以上)

1 議案第42号 常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の変更協定の締結について

区 分	事 項
名 称	常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の変更協定
工 事 場 所	土浦市富士崎二丁目地内外
工 事 内 容	・岩柳こ線人道橋（二番橋）の更新工事 ・小松こ線人道橋（一番橋）撤去工事 ・上記の実施に必要な付帯工事
契 約 金 額	【変更前】 1,147,948,198 円 【変更後】 <u>1,111,922,789 円</u> 36,025,409 円の減 (付帯工事内容の変更に伴う減額)
契 約 の 相 手 方	茨城県水戸市三の丸一丁目4番47号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸支社長 下山 貴史

【財産の貸付 1 件】

【参考】

○地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

1 議案第 4 3 号 財産の貸付について

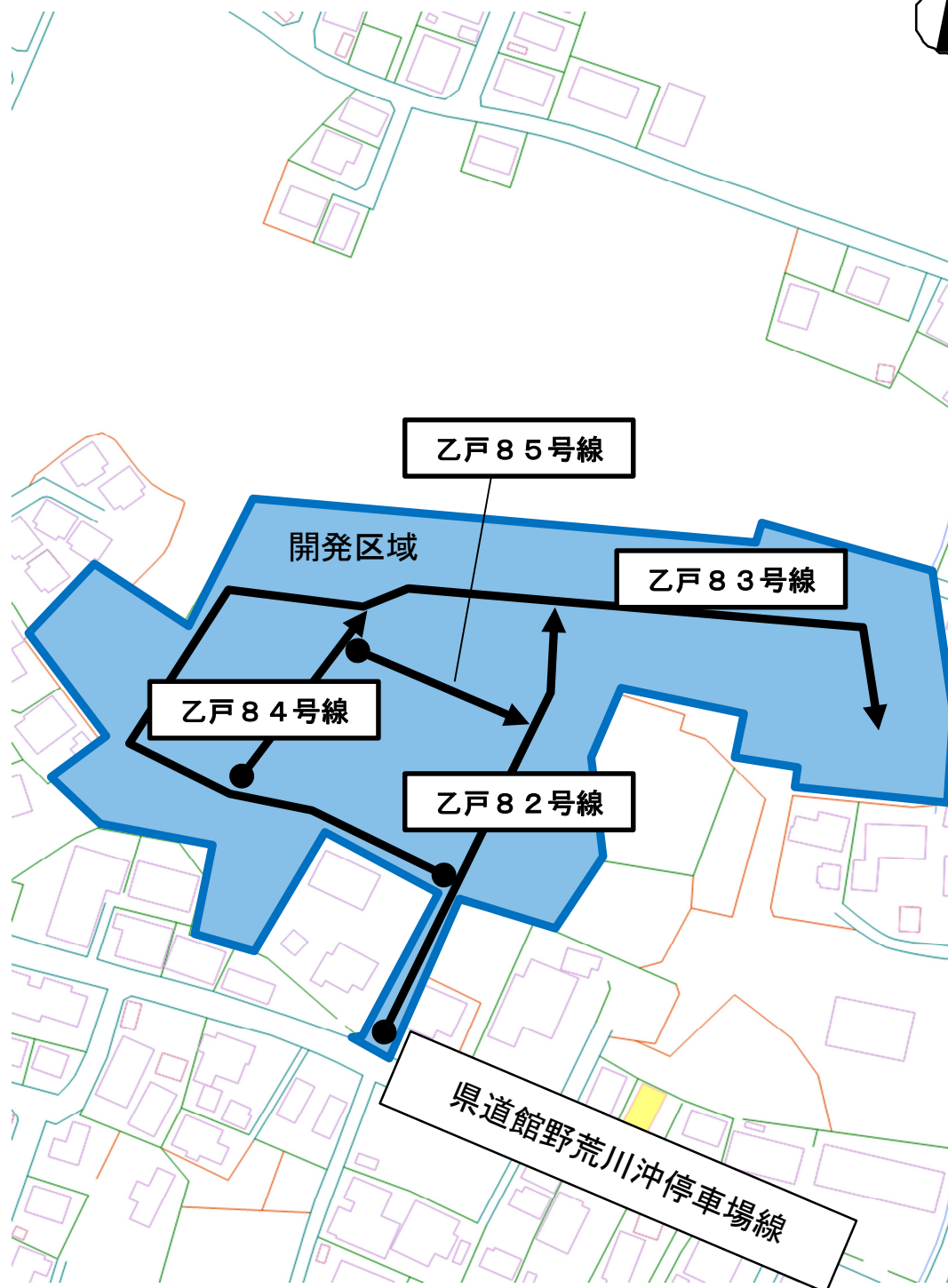
貸 付 の 目 的	旧土浦市公設地方卸売市場用地及び建物等を民営地方卸売市場用地及び建物等として貸付け
貸 付 物 件	【土 地】所在地：土浦市卸町一丁目 1 0 番地 1 他 1 5 筆 貸付面積：72,672.52 m² 【建物等】貸付ける建物等：市場中央棟、青果保冷库棟、水産冷蔵庫棟、加工所、プレハブ物置、ごみ集積場その他市場附帯設備 貸付建築面積：22,515.43 m² 貸付延べ床面積：26,190.03 m²
貸付の相手方	土浦市卸町一丁目 1 0 番 1 号 土浦地方卸売市場株式会社 代表取締役 池田 有孝
貸 付 金 額	【土 地】年額 14,000,000 円 【建物等】無償
貸 付 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から 3 年間

【市道の認定等 2件】

1 議案第44号 市道の路線の認定について

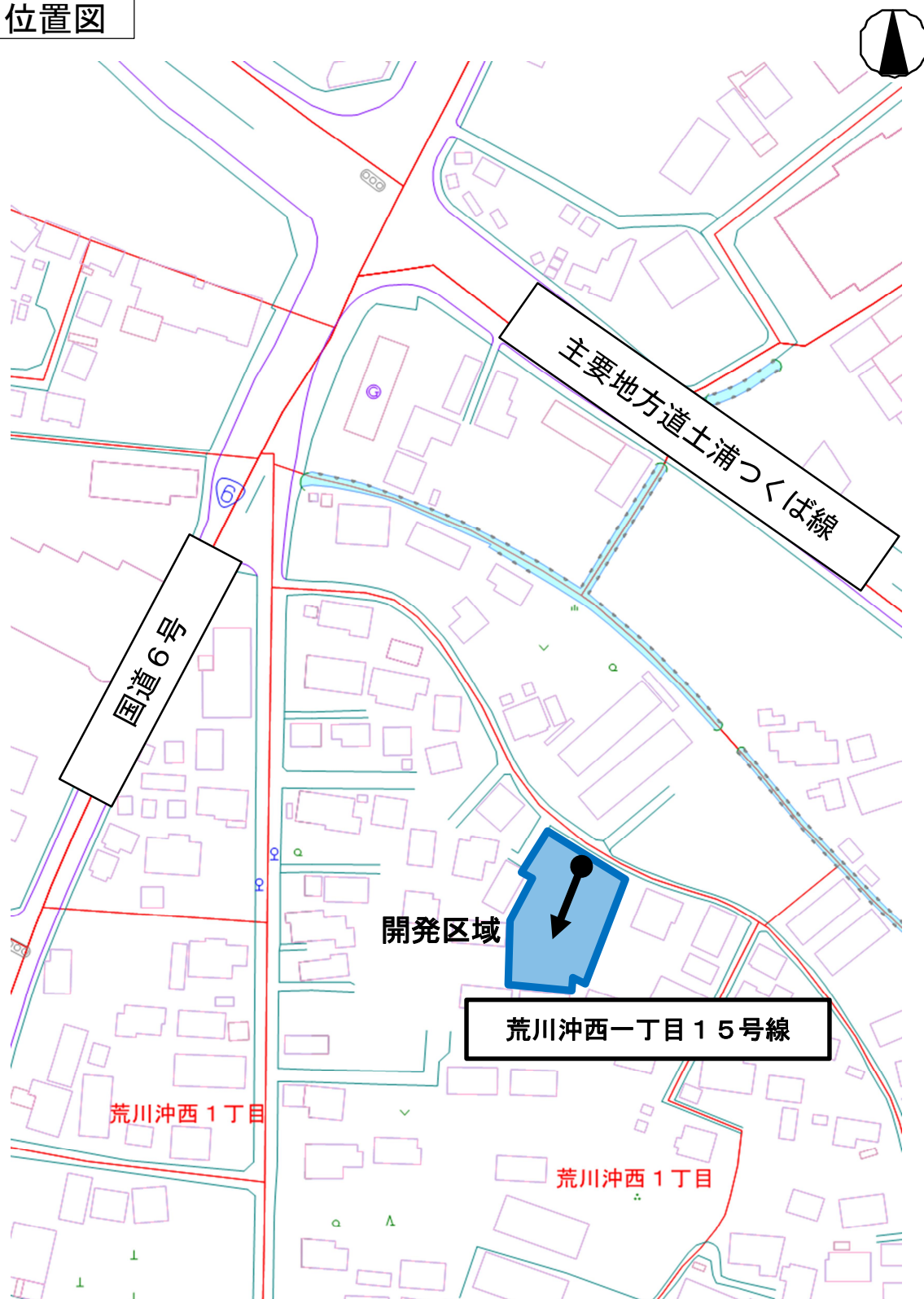
1	概要	民間会社の開発行為に伴う認定				
	①乙戸82号線	延長	120.09m	幅員	7.00m	
	②乙戸83号線	延長	325.09m	幅員	6.00～12.00m	
	③乙戸84号線	延長	57.20m	幅員	6.00m	
	④乙戸85号線	延長	46.33m	幅員	6.00m	

位置図



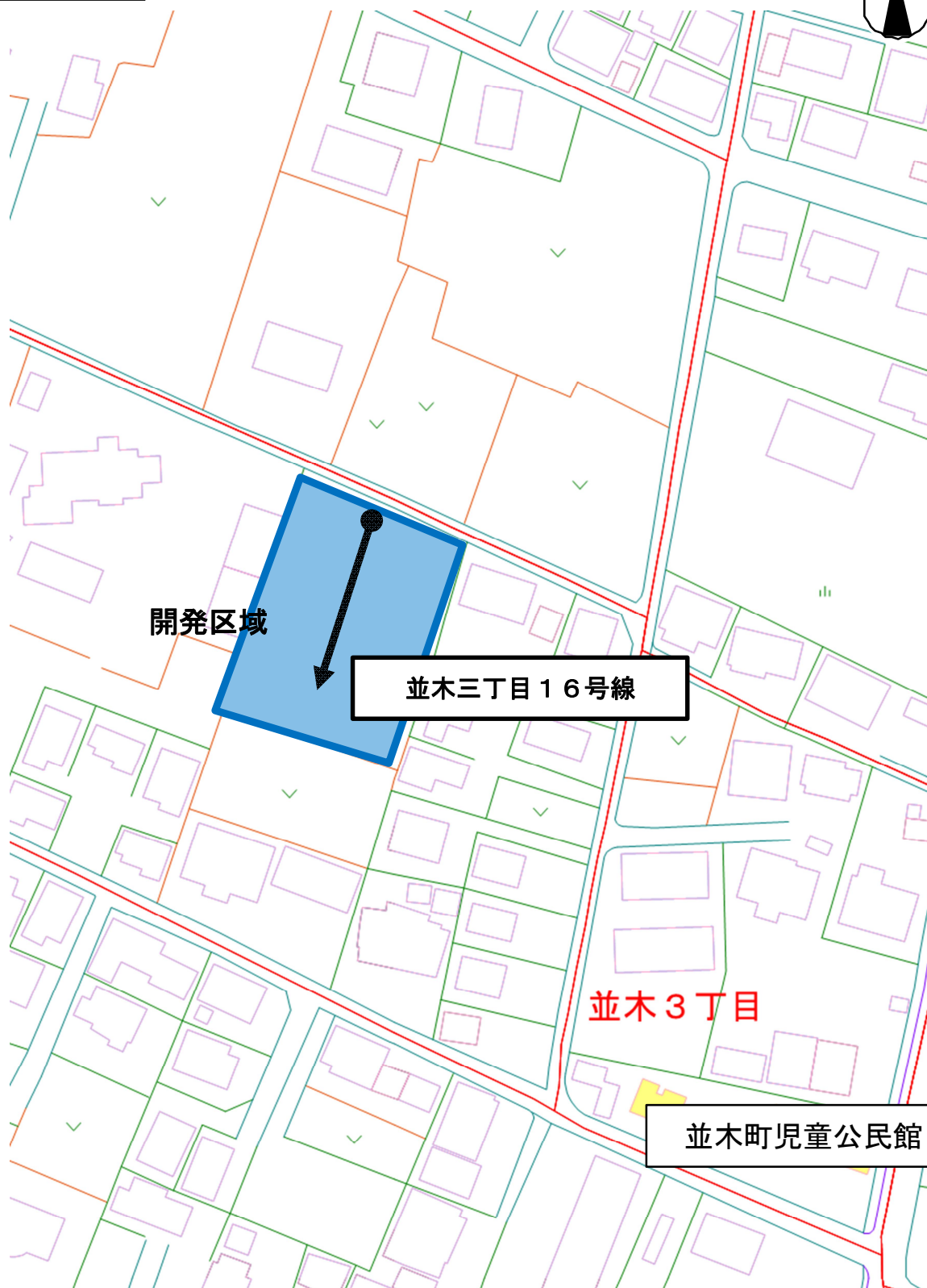
2	⑤ 荒川沖西一丁目 15 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	29.44m
		幅員	6.00～9.00m

位置図



3	⑥並木三丁目 16 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	45.68m
		幅員	6.00～9.00m

位置図



4	⑦西根 92 号線	概要	牛久土浦バイパス整備に伴う側道部分に係る認定
		延長	34.50m
		幅員	4.66～6.66m

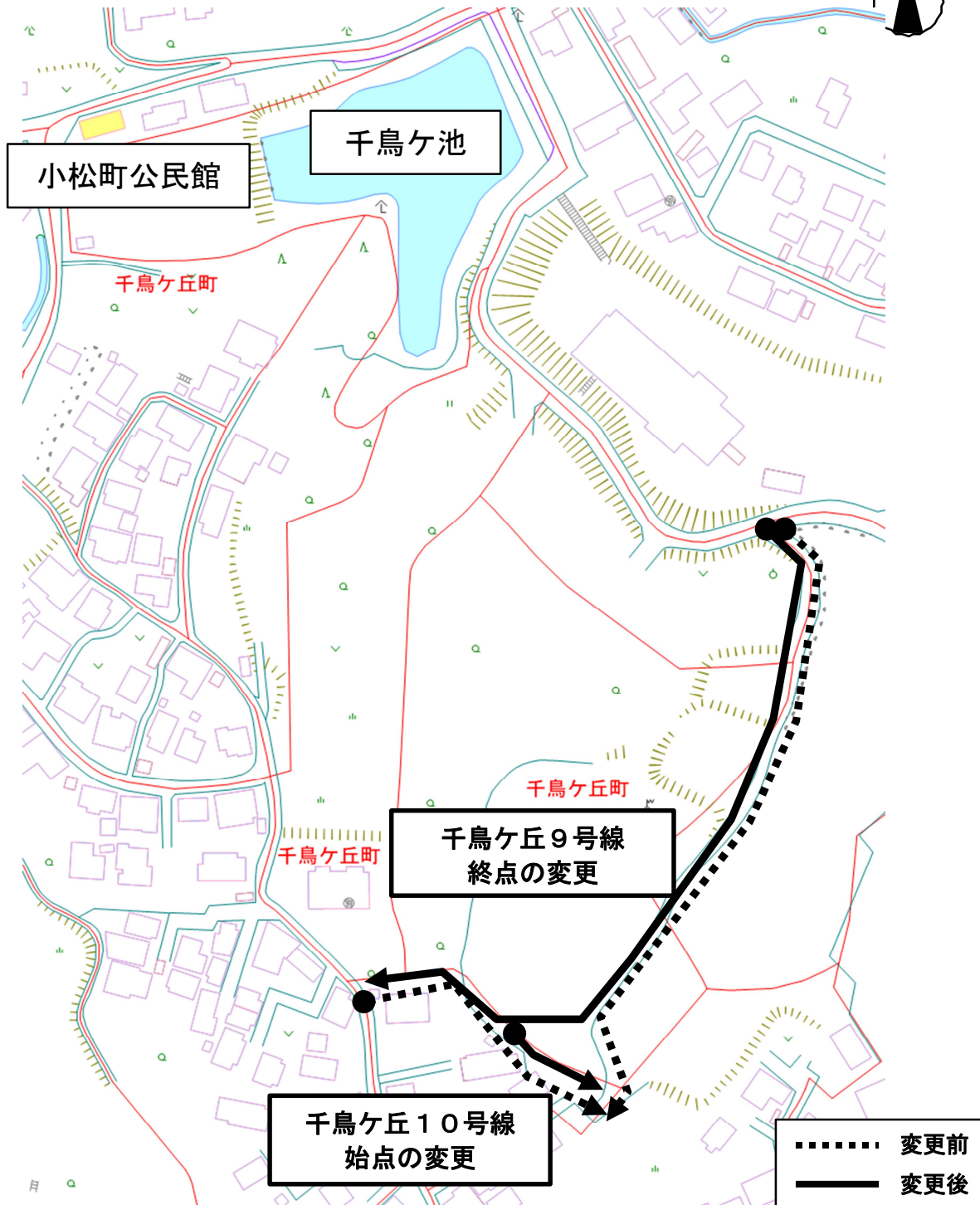
位置図



2 議案第45号 市道の路線の変更について

1	概要	道路改良工事に伴う始点及び終点の変更		
	①千鳥ヶ丘9号線		変更前	変更後
		延長	205.64m	248.60m
		幅員	6.00～13.31m	6.00～15.60m
	②千鳥ヶ丘10号線	延長	83.97m	52.23m
		幅員	4.00～12.56m	4.00～18.16m

位置図



【債権の放棄 1 件】

【参考】

○地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

1 議案第 4 6 号 債権の放棄について

債権の名称	債務者人数	放棄する債権の総額	放棄の理由
高額療養費貸付金	6 人	2,138,000 円	時効が完成したため

【その他の単独議案 1 件】

1 議案第 4 7 号 公の施設の利用に関する協議について

【参考】 地方自治法

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

協議の趣旨	土浦市の住民が阿見町の下水道本管を利用するために必要となる協議書の締結
協議する主な内容	・平成 27 年 12 月 28 日付土浦市と阿見町間で締結した「土浦市及び阿見町住民の公共下水道の相互利用に関する協定書」の対象外区域となっていた一部の区域において、土浦市民が阿見町の公共下水道を利用するために必要となる協議書を締結する。 ●対象区域 土浦市荒川沖東二丁目 107 番 8、110 番 3、110 番 4、110 番 5

令和 8 年 第 1 回 市議会 定例会 追加議案

【補正予算 5 件】

- 1 議案第 4 8 号 令和 7 年度土浦市一般会計補正予算（第 8 回）
- 2 議案第 4 9 号 令和 7 年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）
- 3 議案第 5 0 号 令和 7 年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 回）
- 4 議案第 5 1 号 令和 7 年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第 4 回）
- 5 議案第 5 2 号 令和 7 年度土浦市水道事業会計補正予算（第 4 回）

☆ 予算総括表

（単位：千円）			
会 計 別	補正前	補正額	補正後
一般会計	64,414,932	2,501,759	66,916,691
特別会計 計	43,013,002	296,650	43,309,652
国民健康保険	13,239,247	△ 3,867	13,235,380
後期高齢者医療	2,676,941	177,651	2,854,592
介護保険	13,612,339	22,866	13,635,205
水道事業	4,673,098	100,000	4,773,098
合 計（全会計）	107,427,934	2,798,409	110,226,343

一般会計歳入歳出予算

(単位: 千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳 入	市税	24,390,091	271,909	24,662,000
	各県税交付金	4,886,015	445,950	5,331,965
	地方特例交付金	137,316	3,851	141,167
	地方交付税	4,449,364	1,476,955	5,926,319
	国庫支出金	12,726,795	20,784	12,747,579
	県支出金	5,091,073	△ 24,785	5,066,288
	財産収入	232,252	40,261	272,513
	寄附金	2,513,839	16,519	2,530,358
	繰入金	3,169,647	△ 5,000	3,164,647
	諸収入	595,158	137,815	732,973
	市債	2,488,742	117,500	2,606,242
合 計		64,414,932	2,501,759	66,916,691
歳 出	総務費	9,333,377	1,033,540	10,366,917
	民生費	26,535,277	1,021,753	27,557,030
	衛生費	4,387,170	4,374	4,391,544
	農林水産業費	585,771	△ 48,315	537,456
	商工費	1,837,996	39,146	1,877,142
	土木費	6,286,448	△ 304,686	5,981,762
	消防費	2,274,936	437	2,275,373
	教育費	5,515,266	755,510	6,270,776
合 計		64,414,932	2,501,759	66,916,691

主な補正予算の内容

【歳入】 個人市民税 338,256
 地方消費税交付金 299,228
 地方交付税 1,476,955
 賦課費重点支援地方交付金 ▲223,895

【歳出】 物価高騰対応重点支援給付金給付事業（不足額給付） ▲223,895
 障害者自立支援給付費支給事業 215,627
 私立認定こども園運営事業 131,840
 中学校長寿命化改良事業 184,106

令和8年第1回市議会定例会最終日追加議案

【人事 2件】（最終日提出）

1 議案第53号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議案第54号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

【参考】 地方公務員法

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。